



Long ride group

# Cycle Circle

Cycle Circle

Team Rule 2023

== Cycle Circle concept ==

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ★アットホームなサークル環境    | ★好奇心旺盛            |
| ★全員完走、走りやすいコース選択  | ★新しいことに挑戦し続けるサークル |
| ★メンバーみんなで作るサークル   | ★メンバーを全力で応援       |
| ★メンバーみんなが楽しめるサークル | ★みんなで助け合うサークル     |
| ★世代を超えた仲間づくり      | ★出会いに感謝!          |

## はじめに

不慮の事故から救われた自分の命。  
何か大きなことを始めたいと、野望を抱くように…。  
そんなきっかけから始まった社会人自転車サークル「Cycle Circle」。

同じ趣味を持った仲間たちとともに楽しい時間を共有し、互いの信頼関係を深めていく。  
仲間を大切に思う雰囲気が自慢のサークル。

---

本サークル規約は、メンバー間でのトラブルの対処や活動内容の統一性を図るために用意しているものであり、もしもの時に備えてメンバー誰でも対応できるように明確にしたものです。  
決してメンバー個人のアクションを制限したり規制したりするものではありません。  
また、新メンバーに限らず全メンバーが本規約を見ることによって、今持っている疑問を解決するひとつの資料として役立てて頂ければ幸いです。

本サークルの活動中において規約を重視した活動は決して行わず、今後もその予定はありません。  
メンバー全員が伸び伸びと活動に参加してもらうことを心がけています。  
もし、各々の自由が制限されるようなことがありましたら、該当する部分の削除や記載内容の変更をさせて頂きますので、ご一報ください。

また本サークルは、企画者を含めてサークルコンセプトを重視して運営しています。  
「リーダーのグループだから・・・」と言った思いは捨て、メンバーみんなで作っていくサークルを目指し、各々のプライベートを尊重したフラットな環境を作っていけたらと思っています。

Long ride group Cycle Circle  
サークル代表 石川 達也

# 目次

=★=★= サークル概要 =★=★=

- 第1条 (名称)
- 第2条 (所在および事務局)
- 第3条 (趣旨)
- 第4条 (目的)
- 第5条 (活動内容)
- 第6条 (組織)
- 第7条 (解散)
- 第8条 (会費)
- 第9条 (運営費の管理と報告)
- 第10条 (会計年度)

=★=★= サークルメンバー =★=★=

- 第11条 (新規メンバーの勧誘)
- 第12条 (サークルコンセプト)
- 第13条 (新メンバー)
- 第14条 (メンバー期間)
- 第15条 (メンバー資格の継続)
- 第16条 (退会)
- 第17条 (再登録)
- 第18条 (強制退会)

=★=★= サークル役員 =★=★=

- 第19条 (役員)
- 第20条 (役員の解任)
- 第21条 (役員の任務)
- 第22条 (役員の選出)
- 第23条 (役員の兼務と任期)
- 第24条 (役員不足の対応)

=★=★= サークル活動 =★=★=

- 第25条 (活動時間)
- 第26条 (活動日)
- 第27条 (フリー企画推奨日)
- 第28条 (企画チームの概要と役割)
- 第29条 (走行会の企画内容)

- 第30条 (フリー企画の走行会)
  - 第31条 (走行会の周知)
  - 第32条 (走行会実施可否の判断)
  - 第33条 (走行会への参加)
  - 第34条 (急用時の欠席連絡と当日の遅刻連絡)
  - 第35条 (非公式の活動)
  - 第36条 (非公式企画の情報周知)
  - 第37条 (メンバー同士の個人ライド)
  - 第38条 (部外者の参加)
  - 第39条 (大会へのエントリー)
  - 第40条 (ミーティングの開催)
  - 第41条 (ミーティング内容)
- =★=★= その他 =★=★=
- 第42条 (チームグッズ)
  - 第43条 (不要物品の売買)
  - 第44条 (自転車保険)
- =★=★= 個人情報 =★=★=
- 第45条 (個人情報の取り扱い)
  - 第46条 (個人情報の収集)
  - 第47条 (メンバー登録内容)
  - 第48条 (メンバー情報の提供)
  - 第49条 (メンバー個人の情報の開示や訂正等)
  - 第50条 (個人情報の利用目的)
  - 第51条 (変更・細則)

付則

1. 本サークルの所在および事務局の詳細
2. 役員の詳細
3. 本規約の施行日
4. 規約改定

# サークル規約

## 第1条 (名称)

本会は、「Long ride group Cycle Circle」(以下、本サークル)、通称を「Cycle Circle」と称します。

## 第2条 (所在および事務局)

本サークルの所在および事務局は、サークル代表宅へ置く。

## 第3条 (趣旨)

本サークルは、同じ趣味を持った仲間が集団で走行する環境を設けることで、メンバーがお互いを刺激し合い、高め合える環境、仲間との出会いを大切にする環境を提供している。

本規約は、メンバー個人のマナーアップとサークルとの関わり方を明記したものである。

## 第4条 (目的)

本サークルは、メンバー相互の親睦を図ることで、サイクリングに挑戦したいと思える環境や楽しめる環境を提供します。

本規約は、活動環境の整備を前提に、走行会の円滑な運営、企画の統一性を図ることを目的としている。

## 第5条 (活動内容)

本サークルは、前条の目的を達成するために次の活動を行います。

1. サークル走行会
2. サークルホームページによる情報発信
3. メンバー交流会 (以下、ミーティング)
4. その他、本サークルの目的を達成するために必要な活動

## 第6条 (組織)

本サークルは、以下のメンバーで組織します。

1. 本サークルが掲げる趣旨および目的に賛同し、自発的に参加できる人
2. サークルの運営に積極的に参加できる人
3. サイクリングを心底から楽しいと感じることができる人

## 第7条 (解散)

本サークルは、運営の継続が不可能となった場合、発起人であるサークル代表の指示によって本会を解散させることができる。

### 第8条 (会費)

会費は、基本的に徴収しない。ただし、走行する環境にない場合やメンバーで集会等を行う（懇親会や忘年会を含む）場合は、運営費として参加メンバーから500円を徴収する。

### 第9条 (運営費の管理と報告)

運営費は基本的に口座管理とし、別途資料をもって使途を明確にする。また、年に1回以上の収支報告を必須とする。メンバーから使途明細の開示要請があった場合は、速やかに応じる。運営費でチームグッズの買取は行わない。

収支報告書は、確認した日付と会計監査者を含む2名以上の確認したメンバーの氏名を連名で記載することによって、有効な書であることを証明する。

### 第10条 (会計年度)

会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

### 第11条 (新規メンバーの勧誘)

メンバーによる新規メンバーの勧誘は、サークルの運営に支障が出ない程度に各自で責任をもって行うこととする。

なお、本サークルとしては、以下のような方を歓迎する

1. 現所属メンバーと仲良く楽しめる方
2. 競技出場などを目的としている方ではなく、一緒にサイクリングを楽しみたい方
3. 安全を最優先して走行できる方
4. サークルコンセプトに適した方

### 第12条 (サークルコンセプト)

本サークルが目指す環境（サークルコンセプト）を以下に掲げる

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ★アットホームなサークル環境    | ★好奇心旺盛            |
| ★全員完走、走りやすいコース選択  | ★新しいことに挑戦し続けるサークル |
| ★メンバーみんなで作るサークル   | ★メンバーを全力で応援       |
| ★メンバーみんなが楽しめるサークル | ★みんなで助け合うサークル     |
| ★世代を超えた仲間づくり      | ★出会いに感謝           |

### 第13条 (新メンバー)

本サークルは、ホームページよりメンバー登録もしくは規定の登録申請書によって登録した人をサークルの新メンバーとするが、以下に定める条件をクリアしなければならない。

1. 最低限の自転車マナーを遵守できること
2. ロードバイクやクロスバイク等、スポーツバイクの愛好者であること
3. 性別や経験は問わないが、原則20歳以上であること

#### 第14条 (メンバー期間)

メンバーである期間を以下のように定める。

1. 新メンバーである期間は、登録した年の12月31日までとする。
2. 新メンバーは、登録が完了した日をもって本サークルの活動を開始する。
3. 基本的にメンバーである期間は、毎年1月1日から1年間とする。

#### 第15条 (メンバー資格の継続)

メンバー資格の継続に関しての手続き（手順）は以下の通りとする。

1. サークルが定める活動日に年間1回以上参加している場合は自動継続とする。
2. 長期にわたって活動への参加が無いメンバーについては、企画チームメンバーによってメンバー本人に直接連絡をして参加継続意思の確認を行い、必要に応じて継続および退会の判断を行う。なお、企画チームメンバーからの連絡に応じない場合は、年度末（12月末日）をもって強制退会とする。
3. 結婚や育児、変則勤務等の理由なく長期にわたって参加せず、かつ継続して活動に参加する意思が見られない場合は、本サークルより退会を要請し強制退会させることができる。
4. 退会を要請されたメンバーは、潔く本サークルを退会しなくてはならない。

#### 第16条 (退会)

メンバーは、申告することによって期間に関係なく任意で退会することができる。

退会しようとするメンバーは、本サークルより退会日の指定がない限り、本サークルに退会を申し出た日をもってメンバーとしての活動を終了する。

#### 第17条 (再登録)

本サークルへの再登録は可能であるが、以前の退会処理が適切に行われている場合に限る。

以下の場合、再登録を認めない。

1. 各々の判断で申告せずに退会していた場合
2. 本サークルより退会を要請（強制退会）されて退会した場合
3. その他、本サークルが再登録を認めない場合

#### 第18条 (強制退会)

以下の場合、メンバー本人の意思に関係なく退会させることができる。

1. サークル活動への参加意思がないと認められた場合
2. サークルの運営に支障をきたす行為を行った場合
3. 活動中に発生した未納金を放置している場合
4. 公序良俗に反する行為を行った場合
5. 宗教や教派、宗派および教団に関する活動を行った場合
6. 代表もしくはメンバーから忠告を受けたが、改善が見られない場合
7. メンバーおよび役員が審議の上で、メンバー資格の継続を認めない場合
8. その他、上記に相当する行為を行った場合

### 第19条 (役員)

本サークルの運営のために、次の役員を置く。

サークル代表	1名
会計監査	1名
運営監査	若干名

### 第20条 (役員の解任)

役員の解任が認められた場合は、早急に役員内でミーティングを行い、臨時の役員を決定する。  
ただし、以下の場合は任期中であっても役員を解任することができる。

1. 該当する役員が心身等の故障により任務継続が不可能となった場合
2. 該当する役員が本サークルから退会せざるを得ないとき
3. メンバーより不信任案が提出された場合
4. 該当する役員から辞退の申告があった場合

### 第21条 (役員の任務)

役員は、サークルの発展と円滑なサークル運営に努める。

その他、役員の任務は次のとおりとする。

1. サークル代表はサークル全体を統括し、メンバーの個人情報の管理やホームページの運用等を担う。
2. 会計監査は、代表とともにサークルに関わる費用すべての管理を行い、的確な収支が行われているか監査する。
3. 運営監査は、走行会の実施や企画管理をメインに、必要に応じてメンバーにサポートや助言を行い、円滑な走行会が実施されているか監査する。

### 第22条 (役員の選出)

サークル代表以外の役員は、メンバーの推薦または立候補によって選出し、投票者の過半数の承認をもって決定する。

### 第23条 (役員の兼務と任期)

役員は兼務を可能とする。ただし、兼務は2役職までとする。

任期は、サークル代表を除く役員が1年間。臨時で選任された役員は、選任された日から12月31日までとする。

任期終了後に全メンバーに確認の後、役員の新たな立候補および推薦がない場合は、前年に引き続き役員を続投させることが出来る。ただし、サークル代表を除く役員の任期は、最大で5年までとする。

### 第24条 (役員不足の対応)

前任者が最大5年の続投期間を終えて退任し、新任の役員が決定しない場合は、該当する役職を休止することが出来る。ただし、サークル代表と会計監査役員は休止することが出来ない。

### 第25条 (活動時間)

本サークルの活動時間を朝6時から夜11時までとする。  
走行会やサークルの運営に関わる連絡や啓発活動は、すべてこの時間内で行う。  
ただし、企画の準備にかかる時間の設定は、この限りではない。

### 第26条 (活動日)

本サークルでは、別途定める日を活動日(公式)と定める。活動日(公式)は、基本的に初心者を対象とした企画内容で実施する。

中・上級者向けの企画はフリー企画推奨日を活用し、企画者の都合に合わせて随時開催する。

活動日(公式)の設定基準は、以下の通りとする。

1. 最低、毎月2回の活動日を設ける。
2. 毎月第2・4の土曜日および日曜日を活動週に設定する。
3. 活動週の土曜日と日曜日から、それぞれ1回ずつ活動日を決めて開催する。  
※2023年は偶数月1回目を土曜日、2回目を日曜日開催。奇数月はその逆で実施します。
4. 土曜日と日曜日の割合は、公平になるように設定する。
5. 長期休暇と重複する場合は、前後の週を活動日に設定する。

### 第27条 (フリー企画推奨日)

活動日(公式)ではない土曜日や日曜日および祝祭日(GWやお盆、年末年始の期間を含む)についてはフリー企画推奨日として、企画チーム以外のメンバーでも自由に企画できる日とする

(※2023年の一般的な期間、年始：～1/3、GW：5/3～5/7、盆：8/11～16、年末始：12/29～翌1/3) ※フリー企画推奨日について、必ずしも走行会が実施される日とは限らない。

### 第28条 (企画チームの概要と役割)

走行会企画チームは、立候補あるいは推薦されたサークル公認の企画メンバーによって構成される。  
企画チームは、走行会の企画内容の周知と管理、および当日の段取りと進行を行う。

### 第29条 (走行会の企画内容)

走行会の内容は企画者に一任とするが、参加者を含む全メンバーが完走できるよう配慮しなければならない。また、安全で円滑な走行会の実施を心がける。

### 第30条 (フリー企画の走行会)

フリー企画の走行会は、メンバーの誰でもがレベルフリーで自由に企画することができる。  
フリー企画の走行会を企画するにあたり、企画者は以下のことを把握しておく必要がある。

1. 活動日(公式)以外の土曜日、日曜日、祝祭日(フリー企画推奨日)で実施すること
2. 企画内容について本サークルは一切関わらない。
3. 走行距離や走行速度については企画者に委ねる。
4. 周知内容については、本サークルの周知内容(第31条)と同程度の内容で周知すること。

### **第31条（走行会の周知）**

企画者は、活動日当日から逆算して約1か月前を目安に、企画内容を全メンバーに周知する必要がある。周知済みの企画内容に変更があった場合は速やかに追記し、全メンバーに周知しなければならない。企画者は走行会を実施するにあたり、以下の項目の周知を必須とする。

#### **【企画実施日】**

別途定めるスケジュールの通り

#### **【企画タイトル】**

企画者に一任する。企画内容が把握できるものが望ましい。

#### **【集合場所】**

マイカーでの集合を前提として設定する。なるべく時間制限、駐車料金が発生しない場所を指定する。

#### **【集合時間と終了予定時間】**

距離に応じて指定できるが、遠方からの参加者に配慮すること

※基本的に9時～10時の間で指定する。なお、早朝ライド等については、この限りではない。

※終了時間は目安で構わないが、終了時間が前後する可能性がある旨の記載を必須とする。

※所要時間の目安として約30kmの走行距離に対して2時間（休憩時間を含む）の予定で算出する。

#### **【走行距離と走行速度】**

距離はコース状況や獲得標高等を鑑みて、概ね6時間程度で完走できる距離で設定する。

走行速度は、基本的に20～25km/hの範囲で調整し、誰でもが走りやすく参加しやすいよう周知する。

当日のメンバーの顔ぶれによっては、30km/hまで可とするが、全参加メンバーの確実な合意を得た上で走行すること。※中・上級者向けの企画（フリー）は、この限りではない。

#### **【コース図もしくはタイムスケジュール】**

形式は任意

#### **【その他、連絡事項】**

昼食や目的地で飲食をする場合、お金の持参等の周知。

走行会の参加に際して周知が必要な情報や資料を添付掲載する。

### 第32条（走行会実施可否の判断）

参加者が少数の場合等、走行会実施可否の判断は企画者に委ねるが、雨天や荒天の場合は原則中止とし、無理をしないよう安全を最優先すること。以下、走行会実施可否判断基準の2つ以上に該当する状況であれば、本サークルとしては延期または中止を要請する。

1. 降水確率が40%以上
2. 予報に傘のマークがある
3. 予報に雪のマークがある
4. 前日が雨天で、当日の走行直前の現地の路面状況がドライでない
5. 走行中（完走するまで）に降雨または降雪の可能性がある

### 第33条（走行会への参加）

走行会に参加しようとするメンバーは、企画者に参加をする旨の連絡をした上で、参加表明をしたことになる。また、以下のことを把握し、実施した上で走行会への参加を認める。

1. 走行会出発前までに点検や整備を必ず実施し、交通安全に心がける
2. 指定された場所に、指定された時間に集合すること
3. 指定された時間に集合できない場合は、速やかに代表もしくは企画者に連絡をすること
4. 現地までの交通費等の必要経費は、参加者の自己負担とする
5. レンタサイクルを利用する場合は、集合時間までに手続きを済ませて集合すること
6. 活動中の服装についての取り決めはなく、必ずしもチームジャージを着用する必要はない
7. 走行中はヘルメットの着用を必須とし、安全に走行すること
8. パンク等、愛車の非常時に備えて、予備チューブなどの最低限の用具を持ち合わせておくこと
9. 活動中の傷病時に備えて、免許証や保険証等、身分を証明するものの携帯を必須とする
10. 体調管理や補給は各々で行うこと

### 第34条（急用時の欠席連絡と当日の遅刻連絡）

活動日当日に急用のため欠席せざるを得なくなった場合、速やかに企画者へ連絡することで、欠席の旨を伝えたものとする。この件の連絡は、当日の混乱を避けるため活動時間外でも可とする。

当日の遅刻の旨の連絡は、遅刻することが分かった時点で速やかに企画者へ連絡し、先発している場合は現地に到着後、速やかに出発して合流すること。

### 第35条（非公式の活動）

メンバー個人が企画するサークル活動として行わない走行会について、サークル内での参加者の募集を行なうことは可能だが、走行会に関する規定は企画者に委ねる。

参加しているメンバーが事故に遭ったり傷病したりした際、本サークルは全責任を負わない。

外部イベントや大会への参加については、本サークルのチームジャージを着用しての出場や走行も可能だが、自己の責任と規定遵守を徹底し、メンバーとして恥じない行動を心がけること。

### 第36条（非公式企画の情報周知）

企画者には強制ではないが、本サークルで参加メンバーを募集するにあたり、本サークル企画周知事項（第31条）と同程度の情報を周知すること。

### 第37条（メンバー同士の個人ライド）

サークル内で呼びかけないメンバー同士の個人ライドについて、サークルは直接関わらないが、両者あるいは一方に今後の活動の参加に影響が出る場合は、必要に応じて対応する。また、以下の場合はメンバーおよびサークル運営担当者に相談があった時点で、対象メンバーのメンバー資格を剥奪し、登録を解除（強制退会）する。

1. 内容等に合意の上でライドが行われていない場合
2. 言動に相手が不快と感じ、かつ第三者のメンバーも同様に感じた場合
3. 強制や強要、脅迫等の行為が確認できた場合
4. サークルを退会させる目的で誘っていると分かった場合
5. その他、相談内容によってメンバー資格を剥奪する必要がある場合

### 第38条（部外者の参加）

部外者が本サークルの活動へ参加する場合、本サークルからの制約は求めない。この際の部外者とは、20歳以上の子や友人、近親者とする。本サークルメンバー（誘う者）と部外者（誘われた者）は、以下のことを把握した上で参加を認める。

#### 【部外者（誘われた者）】

1. チームの一員として、活動を一緒に楽しむこと。
2. 本サークルは活動中の事故や転倒による自転車の破損、および本人または被害者が死亡した際や医療費が発生した際の全責任を負わない。

#### 【サークルメンバー（誘う者）】

1. 誘った以上、段取りを含めて部外者を管理・指導すること。
2. サークルに損害が発生した場合は、誘った自身も関わること。

### 第39条（大会へのエントリー）

エントリーにかかる費用は自己負担とし、サークルからの補助はない。

出走前に点検と整備を実施し、出走中は精一杯全力で安全に走りきることを目標とする。

また、次の条件を満たす場合は、サークル活動の一環として大会に出場したものとみなす。

1. 複数のサークルメンバーが個人、あるいはチームとしてエントリーしたもの
2. 構成人数に関係なく、サークルチームとしてエントリーしたもの
3. その他、サークル活動の一環として認められたもの

#### 第40条（ミーティングの開催）

ミーティングは、メンバー間の親睦を深めることを目的として適宜開催する。  
その他、役員や幹事の呼びかけで必要に応じて開かれるものとする。  
また、6月の懇親会と12月の忘年会の開催を必須とする。  
ただし、社会状況を踏まえて実施の可否を検討した上で開催すること。

#### 第41条（ミーティング内容）

ミーティングでは、以下の事項について話し合う。

1. サークルの運営方針についての意見交換
2. 今後の活動や走行会について
3. メンバー間の情報共有
4. その他、話し合っておくべき事項

#### 第42条（チームグッズ）

チームグッズとは、メンバーの士気を高めるための共通の物品のこと。

購入は任意であるが、メンバーは未購入のメンバーに対して、購入や着用を強制するような指示や雰囲気を出してはならない。また、以下のことを把握した上で私生活に影響が出ない程度に購入すること。

1. チームグッズの購入にかかるお金をサークル価格と定める
2. サークル価格には、原価とは別に物品1つにつき500円程度のサークル運営費が含まれている
3. 不要となった物品（チームグッズを含む）をメンバー相互で売買することは可能だが、金額の設定等は常識の範囲内で行うこと
4. 退会や登録解除に伴って不要となったチームグッズは、各市町村の規定に基づいて各々で処分する。

#### 第43条（不要物品の売買）

サークル内で自身の物品の売買を行うことは可能だが、価格等の設定は常識の範囲内で行う。また、不用品の売買を目的とした加入やメンバーとの交流、執拗に物品等を売買する行為が見られた場合は、強制退会となる場合がある。

#### 第44条（自転車保険）

本サークルは、スポーツ団体保険への加入を行わない。

本サークル内での事故及び過失はメンバー各々の責任とし、該当するメンバーの保険を適用する。

自転車保険への加入は任意であるが、本サークルでは加入を勧める。

#### 第45条（個人情報の取り扱い）

本サークルでは、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守し、メンバーの個人情報の保護に万全を尽くします。

また、個人情報の管理は一括してサークル代表が行い、一部メンバーの情報をサークル内で共有します。

#### 第46条（個人情報の収集）

本サークルでは、次のような場合に必要な範囲で個人情報を収集することがあります。

1. 本サークルへのメンバー登録、お問い合わせ
2. その他、質問や回答に関して必要な場合

#### 第47条（メンバー登録内容）

本サークルは新しくメンバーを受け入れるにあたり、新メンバーの方へ以下の情報の提供を求めます。

（カッコ内は、使用目的）

1. 氏名・性別・生年月日（メンバー管理の為）
2. 在住市区町村（活動の資料として）
3. 連絡先（登録完了までと活動中の連絡手段として）
4. メールアドレス（登録完了までの連絡手段）
5. LINEのID（活動中の連絡手段として）
6. 参加可能日（企画者の資料として）
7. スキルやキャリアなどの情報 ※任意
8. 本サークルからの確認事項への同意
  - ・サークル規約の同意
  - ・個人情報の取り扱いについての同意

#### 第48条（メンバー情報の提供）

本サークルでは走行会を企画するにあたり、メンバーの個人情報を保護した上で、走行会の運営に必要な情報として、以下の項目をメンバー内で共有します。

1. メンバーの氏名
2. 性別
3. 在住市区町村
4. 参加可能日
5. 登録日（本サークル加入日）

#### 第49条（個人情報の開示や訂正等）

本サークルは、メンバーからの自己情報の開示や訂正、削除などの要請があった場合は確実に応じます。また、メンバー資格を失効した場合も速やかに削除します。

#### 第50条（個人情報の利用目的）

本サークルでは、取得した個人情報を第三者に開示または提供することはありません。

ただし、次の場合は除きます。

1. メンバー本人からの同意がある場合
2. 警察からの要請など官公署からの要請の場合
3. 法律の適用を受ける場合

**第51条（変更・細則）**

この規約のほか、本サークルの詳細は役員承認を得ることで変更、周知できるものとし、変更する内容は役員に一任する。

ただし、変更した際にメンバーから一定数の批判等があった場合には、内容を再検討し、役員承認を得て再周知する。

また、走行会に関連した規約については、企画チームメンバーの合意を得ることで、必要に応じて変更できるものとする。

いずれも変更があった場合には、速やかに全メンバーに周知する。

## 付則

### 1. 本サークルの所在および事務局の詳細

本サークルの所在および事務局（サークル代表宅）は以下の通りです。

郵便番号：710-0065

住 所：岡山県倉敷市宮前（以下、個人情報の為、省略）

### 2. 役員の詳細

（第19条～第24条、役員に関する規定について）

2023年の役員は、以下の通りです。

サークル代表	石川 達也
会計監査	勝村 康平 ※4期目
運営監査	（企画チームメンバー）
	長森 智彦 （走行会統括担当）
	上田 英樹
	川合 裕也
	谷崎 充洋

### 3. 本規約の施行日

この規約は、承認された翌日から施行します。

本規約施行日：2018年1月1日

### 4. 規約改定

2018年6月1日（愛媛エリア活動休止に伴う規約改定）  
2019年1月1日（運営体制の簡素化に向けた役員の削減）  
2020年1月1日（規約内容の簡素化および一部内容の修正）  
2020年9月1日（規約内容の追加および一部内容の修正）  
2021年1月1日（規約内容の一部廃止と修正、走行会関連規約の追記と修正）  
2022年1月1日（規約内容の一部廃止と修正、内容の簡素化）  
2023年1月1日（規約内容の修正と補足）

# サークルメンバー登録申込書

私はサークル活動に参加するにあたり、サークル規約を熟読し、承諾した上でサークルメンバーとして登録を希望します。

■ 登録年月日： 年 月 日

■ メンバー登録者（氏名）：

■ 年齢 歳

■ メンバー登録者（フリガナ）：

■ 在住市区町村：

■ 性別：  男  女

■ 電話番号（携帯可）：

■ 生年月日： 年 月 日

■ メールアドレス：

■ 参加可能日：  土曜日  日曜日  祝日  その他（ ）

■ LINE の ID（※格安スマホ等の場合は要連絡）：

■ LINE の使用環境：  スマホ  パソコン

■ 活動に使用する自転車：  ロードバイク  クロスバイク  その他

■ 愛車の情報（任意）：

■ 自転車保険の加入状況：  加入している  未加入

■ 自転車歴（おおよそ）： 約

■ 活動写真の掲載許可：  可能  不可能

■ 確認事項（チェック）

本サークル規約に同意

個人情報の取り扱いについて同意

年1回の活動参加必須

■ スキルやキャリア等の情報（自己紹介）※任意

MEMO

